

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年7月28日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年1月から同年6月までの標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年4月1日まで
A社の資格喪失日が平成6年1月1日となっているが、1月以後も勤務していたはずである。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年1月1日とされている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の資格喪失日を平成6年1月1日とする処理は、同年7月28日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する滞納処分票においても、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を遡^{そきゅう}及して喪失させている旨記載されている。

また、上記滞納処分票において、社会保険事務所は申立人が平成6年7月まではA社に勤務していたことを認識していたものと推認される。

さらに、上記滞納処分票からA社が保険料を滞納しており、平成6年11月9日時点で職権により全喪処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年7月28日であると認められる。

また、平成6年1月から同年6月までの標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成6年7月28日から7年4月1日までの期間については、申立人は、当初、7年3月ごろまでの期間についても勤務していたと主張していたものの、6年の夏ごろにはA社での勤務実態はほとんどなかったとも述べており、申立人の記憶は曖昧である。

また、元事業主に申立人の勤務期間等について照会したところ、当該事業主は、「申立人の勤務期間等の詳細はわからないが、それほど長い期間は雇っていない。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年6月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年1月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年6月から同年9月までは4万8,000円及び同年10月から同年12月までは5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月ごろから48年1月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店C営業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和45年にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の社員カード及び人事記録の写し並びに雇用保険の加入記録から、申立人がA社に昭和45年4月の入社時から現在まで継続して勤務していることが確認できる（昭和47年6月7日に同社B支店から同社D支店に異動）。

また、社会保険事務所が保管するA社E支店の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が昭和47年6月7日付けで同社同支店における被保険者資格を取得し、48年1月1日付けで資格を喪失していることが確認できることから、事業主は、申立人が47年6月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票か

ら、昭和 47 年 6 月から同年 9 月までは 4 万 8,000 円及び同年 10 月から同年 12 月までは 5 万 6,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和56年11月1日に、B社における申立期間②の資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に、申立期間③の資格喪失日に係る記録を13年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を22万円、申立期間②の標準報酬月額を30万円及び申立期間③の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、申立期間①、②及び③の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月31日から同年11月1日まで
② 平成10年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成13年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和53年5月にA社に入社し、平成13年10月まで継続して勤務していた。

私は、申立期間①、②及び③に係る給与明細書を所持しており、保険料を給与から控除されていたことが確認できるので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与明細書から、申立人が、申立期間①はA社に、申立期間②及び③はB社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は申立期間①について、B社は申立期間②及び③については、それぞれ適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間①については、申立人及び元同僚の証言か

ら、申立期間②及び③については、B社の商業登記簿謄本及び申立人の証言から、いずれの申立期間においても、適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①、②及び③の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、申立期間①については22万円、申立期間②については30万円及び申立期間③については41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①、②及び③において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 624 (事案 525 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで

私は、満 19 歳の時に結婚し、20 歳になると同時に A 市役所から自動的に国民年金手帳と納付書が届いた。その後、私の夫が地区の納税組織を通じて同居の家族とともに国民年金保険料の納付を続けてきた。

申立期間が未納とされているのは納得できないので、申立期間は違うが夫婦で申し立てたところ、夫の申立ては記録管理が適切に行われていなかったことを理由として認められたにも関わらず、私の申立ては認められなかったことに納得できず、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、社会保険事務所の国民年金受付処理簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が 20 歳到達時に払い出されたことは確認できない上、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であるものの、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の夫は、さかのぼって国民年金保険料を納付したことはないと明確に主張しているほか、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会において年金記録の訂正は必要ないとする判断に基づき、平成 21 年 5 月 29 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「夫の主張は認められたにもかかわらず、自分の主張は認められなかったことに納得できない。」と主張し、再度申立てをしているが、申立人及び申立人の夫から申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる新たな証言等はなく、そのほかに当委員会の当初の決定を変

更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人の夫の年金記録については、A市の申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿に申立期間が納付されていたことをうかがわせる記載（申立期間の検認欄に半消しの押印あり）が見受けられたことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえるとして、平成20年5月14日付けで申立期間である昭和37年6月の納付記録を訂正する必要があるとするあっせん通知が行われているが、当該事情をもって、申立人を含む当時のA市の国民年金に係る記録管理が適正に行われていなかったとは判断できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 5 月 26 日まで

私は、申立期間について、A社で勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が確認できないのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日までは B 社に勤務していたことが雇用保険の加入記録から確認できること、及び A 社（現在、C 社）に勤務していた複数の元同僚に照会しても申立人に係る記憶が無いと証言していることから、申立人が当該事業に勤務していた時期を特定することができない。

一方、C 社は、申立人に係る平成 4 年 12 月分及び 5 年 1 月分の給与明細書（写し）を保管しており、当該給与明細書には、4 年 12 月が 8 日間、5 年 1 月が 19 日間の勤務日数が記載されていることから、申立人が、当該期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「入社後、2 か月程度の試用期間があったと思う。」とそれぞれ証言しているところ、C 社に照会した結果、「当時、当社は 2 か月間の試用期間を設けており、その間の給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、当該事業所が保管する申立人の平成 4 年 12 月分及び 5 年 1 月分の給与明細書（写し）からも、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 5 日から 48 年 8 月 16 日まで
私は、申立期間について、A社に勤務していたが、社会保険事務所の記録による標準報酬月額より高い報酬月額だったと思う。
申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が記憶する元同僚を含めた申立人とほぼ同年齢の従業員の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と社会保険事務所が保管するA社B工場等の厚生年金保険被保険者名簿の記録が一致している上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の推移について、当該従業員と比較しても特段不自然な点は見受けられない。

また、当該事業所が厚生年金基金に加入した昭和 45 年 11 月 1 日以後は、基金の加入員記録の標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、保険料額を記憶しておらず、申立期間に係る保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していないため、標準報酬月額算定の基になった報酬月額を確認することができない。

なお、申立人は、「昭和 48 年 8 月の給与月額は 21 万円だった。」と述べているところ、申立人の給与月額が昭和 48 年 8 月 1 日に当時の標準報酬月額の上限度である 13 万 4,000 円に改定されていることが厚生年金基金の加入員記録及び社会保険庁のオンライン記録から確認できるものの、申立人は、同年 8 月 16 日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。